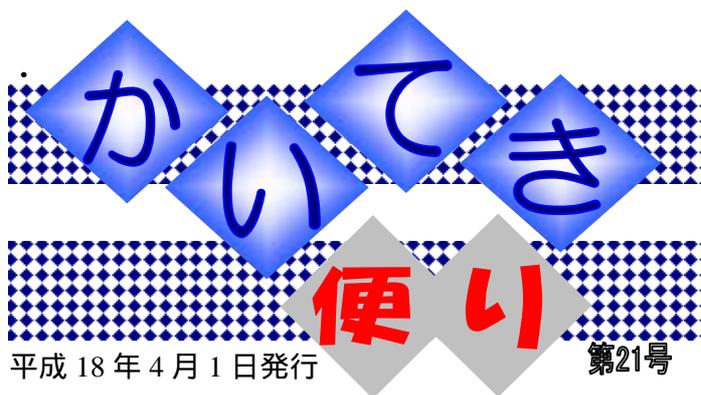


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



平成 18 年 4 月 1 日発行

第21号

INDEX

最近の動向

「制度改正事業者説明会が開催されました」
「サービス事業者等の指定取消処分について」

報酬算定・運営基準のQ & A

「介護予防訪問介護や介護予防通所介護について、複数の事業所を利用できるの？」
「介護給付の訪問介護のうち、1時間以上の生活援助はどのように算定するの？」
「暫定ケアプランはどこが作成するの？」

お知らせ

「高齢消費者見守りホットライン 4月3日開設！」

平成 18 年度制度改正事業者説明会が開催されました 最近の動向

さる3月27日・28日、中野サンプラザにて、平成18年度制度改正事業者説明会が開催されました。本説明会は、都福祉保健局及び都国保連合会との共催により、2日間にわたり、都内全在宅サービス事業者に対し、本年4月からの制度改正の内容についての説明が行われました。

開会にあたり都国保連合会鈴木事務局次長から挨拶があった後、東京都からは介護報酬・基準における各サービスの主要な改正点や新予防ケアマネジメントにおける業務プロセスについて、さらに、新

制度のもとでの監査方針についての説明がありました。引き続き、都国保連合会からは、請求事務における各サービスの主要な変更点について説明がありました。

本説明会には、2日間で約10000人の事業者職員が出席したほか、ロビーにおいては、システム業者による新事務処理システムの展示会も実施されるなど、会場は活気にあふれ、受講者は、新制度の施行に向けて、熱心に説明を聞いていました。



事業者説明会の様子

介護保険サービス事業者等の指定取消処分について 最近の動向

東京都福祉保健局は3月7日、練馬区所在の「有限会社ラビット」(指定訪問介護事業所)の事業者指定の取消処分を行いました。

不正請求額は約2,638万円。主な処分理由は以下のとおりです。

【介護保険法の指定取消理由】

- (1) 運営基準違反
 - ア 利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかった。
 - イ 訪問介護計画を作成しなかった。
- (2) 従事不可能な訪問介護員の資格証明書を使用して指定を受けた。
- (3) 訪問介護費の不正請求
 - ア 虚偽の指定申請により指定を受け、訪問介護費を請求・受領した。
 - イ 訪問介護員資格のない者によるサービス提供を行い、訪問介護費を請求・受領した。
 - ウ 介護保険対象外のサービスについて訪問介護費を請求・受領した。
 - エ 生活援助のサービスを単価の高い身体介護に振り替えて、過大に請求・受領した。
 - オ サービスを行っていない日について架空に請求・受領した。
- (4) 監査期間中に代表者が利用者に対し、一部負担金を支払っていないにもかかわらず払っていたと都に証言するよう依頼した。

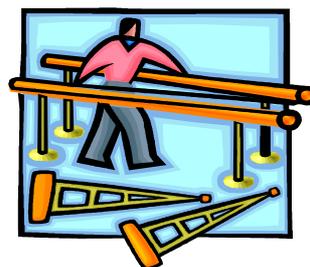
なお、当該事業所は、生活保護法及び支援費制度の指定取消にも該当しています。

【問い合わせ先】 指導監査室指導第一課 TEL 03(5320)4290

Q 介護予防訪問介護や介護予防通所介護について、複数の事業所を利用することはできるの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、月当たりの定額制が導入されているため、複数の事業所を利用することはできず、1つの事業所を選択する必要があります。なお、当該サービスについては、1月あたりに実施するサービスの回数にかかわらず、原則として、一律の報酬を算定しますが、月の途中で要支援認定を受けた場合や、転居により、月の途中で事業所を変更した場合については、日割りで計算した報酬を算定します。この場合、国保連には、日割りのコードで請求を行うこととなります。



Q 介護給付の訪問介護のうち、1時間以上の生活援助についてはどのように報酬算定するの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 生活援助中心型については、1時間以上の報酬が一律291単位となりました。したがって、居宅サービス計画や訪問介護計画などで、1時間以上の生活援助が位置づけられていたとしても、さらに加算が行われることはなく、定額の報酬が支払われることとなります。なお、利用者への適切なケアマネジメントに基づき、生活援助の実施が必要と認められた時間については、介護報酬以外、別途利用者から料金を徴収することはできない点にご注意ください。

Q 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度(要支援度)が確定するまでの間の暫定ケアプランについては、どこが作成するの？

A: いわゆる暫定ケアプランについては、基本的には今までと同様の取扱いとなります。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づいてサービスを利用します。

その際、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者(要介護者)であると思われるときには、介護予防支援事業者(居宅介護支援事業者)に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられます。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が作成したものとみなすことが適切です。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上に位置づけることが考えられます。

「高齢消費者見守りホットライン」4月3日開設！ **お知らせ**

～ 高齢者の悪質商法被害の通報・お問い合わせはこちらへ ～

深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ヘルパー、ケアマネジャー、民生委員等の皆様から、地域で発見した高齢者被害の通報や問い合わせを受け付ける専用電話を開設します。高齢者の身近な方々にご協力をいただき、被害の早期発見・解決を図るとともに、寄せられた情報等を活用して悪質事業者の取り締まりを強化していきます。介護の現場等で被害の兆候が見られたときや悪質商法の手口について知りたいときなどはご相談ください。

「高齢消費者見守りホットライン」(東京都消費生活総合センター内)

03 - 3235 - 1334

受付:9時～17時45分まで(土日、祝日を除く)

介護事業者の皆様等への出前講座(6月開始予定)をご利用ください。

悪質商法の最新の手法や被害発見のポイント、発見時の対応等について、出張講義を行います。第一線で相談にあたる消費生活相談員などを講師として派遣します。

高齢者とその家族のための専用相談電話「高齢者被害110番」も開設します。

03 3235 - 3366 9時～16時(土日、祝日を除く)

【問い合わせ先】 生活文化局消費生活部企画調整課企画調整係 TEL 03(5388)3069